

京極町農業委員会総会議事録

(第17回令和4年3月24日)

京極町農業委員会

京極町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月24日 午後1時30分から 2時00分

2. 開催場所 京極町役場 2階議員控室

3. 出席委員 (12 人)

- 1 番 中村明彦
- 2 番 粥川一也
- 3 番 酒井勇一
- 4 番 熊谷 聡
- 5 番 藤波秀博
- 6 番 横川順行
- 7 番 行天英宏
- 8 番 小山憲一
- 9 番 小柳光義
- 10 番 清本勝彦
- 11 番 船場 茂
- 12 番 後藤耕藏

4. 欠席委員 (0 人)

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 報告第1号 総会諸報告について
- 第3 報告第2号 令和3年賃借料情報の提供について
- 第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について
- 第6 議案第3号 農業委員会事務局職員の任免について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地史博

会計年度任用職員 菅野 梓

7. 会議の概要

開会時間 午後1時30分

後藤会長

これより第17回京極町農業委員会総会を開会いたします。
雪解けが進んでいる頃ですが、京極は雪解けが進まず遅い。コロナの蔓延防止措置が21日に解除されましたが、普通の生活になれないですね。農作業も始まるため、多忙かと思いますが、今日も議案がありますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

事務局長

本日の出席委員は12名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
京極町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は後藤会長にお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の会議録署名委員及び会議書記の指名を行います。京極町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、10番清本委員、11番船場委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局の菅野氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

【報告第1号、朗読】

それでは、日程第2、報告第1号、総会諸報告についてご報告いたします。

委員各位が関係している事案のみ報告させていただきます。

- 1、第16回京極町農業委員会総会を、令和4年2月24日に京極町役場議員控室にて開催しております。
- 2、農地法第3条調査を、2月21日に粥川委員、小柳委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇です。
- 3、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、2月25日に後藤委員、船場委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。
- 4、同じく、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、3月1日に中村委員、小山委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。
- 5、同日、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、小柳委員、横川委員、

事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

6、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、3月2日に後藤委員、船場委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

7、同日、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、後藤委員、熊谷委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

9、その他報告事項としまして、令和4年度後志地方農業委員会連合会通常総会が4月14日に倶知安町のホテル第一会館にて開催予定であり、後藤会長と事務局で出席を予定しております。

報告第1号につきましては以上となります。

議長

ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終わります。

続いて、日程第3、報告第2号「令和3年賃借料情報の提供について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

【令和2年賃借料情報の提供について議案書朗読及び説明】

議案書1ページをご覧ください。日程第3、報告第2号、令和3年賃借料情報の提供についてご報告いたします。

令和3年1月から12月までに締結、公告された賃貸借における賃借料水準、10アール当たりについて報告するものとする。令和4年3月24日提出。京極町農業委員会会長後藤耕蔵。記。別紙のとおり。

それでは、議案書2ページをご覧ください。

令和3年の京極町賃借料情報につきましては次のとおりです。畑の部。地域名、京極町。平均額、6,842円。最高額、9,739円。最低額、2,876円。データ数、154筆。なお、田につきましては令和3年に締結された賃貸借契約がありませんでしたので、お示ししておりません。また、令和2年京極町賃借料情報については、下段のとおりとなっておりますのでご参照ください。

報告第2号につきましては以上となります。

議長

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは、以上で報告第2号の「令和3年賃借料情報の提供について」を終わります。

続いて、日程第4、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。横川委員が関係している事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

それでは、横川委員は退席をお願いいたします。

(横川委員退席)

議 長 事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 **【議案書に基づいて、許可申請の内容を説明】**

議案書3ページをご覧ください。日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご審議願います。

別紙の者から農地等の所有権移転をするための農地法第3条の規定による申請書の提出があったので、許可申請の可否について議決を求める。令和4年3月24日提出。京極町農業委員会会長後藤耕蔵。記。別紙のとおり。

今月の農地法第3条の許可申請は1件です。それでは、議案書4ページをご覧ください。

番号1。譲渡人。小樽市〇〇、〇〇〇〇。譲受人。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿・現況とも畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。権利の区分、売買。譲渡理由、払い下げするため。価格、〇〇円で10アール当たり〇〇円。土地引渡しの時期、農地法第3条の許可日。譲受人の経営内容は記載のとおりです。

番号1番について、議案書5ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。また、議案書6ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。

議案第1号につきましては、以上となります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、1番を横川委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

横川委員 **【報告書朗読及び説明】**

番号1番について、議案書5ページの調査書のとおり、2月21日に調査しました。譲受人がみなし貸し付けされて長年耕作していた土地であり、これを売買によって払い下げを受けるもので、何も問題はないと思います。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見の

ある方の発言を求めます。ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号については原案のとおり決定いたしました。

(横川委員着席)

議 長 続いて、日程第5、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。粥川委員が関係している事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

それでは粥川委員は退席をお願いします。

(粥川委員退席)

議 長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】**

議案書7ページをご覧ください。日程第5、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご審議願います。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、京極町から決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。令和4年3月24日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。別紙のとおり。

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案5件となっております。利用権の再設定の計画が5件です。はじめに、番号1番について説明いたしますので、議案書8ページをご覧ください。

番号1。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番。地目、公簿・現況とも畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和4年3月25日。終期、令和5年3月24日。期日、令和4年3月25日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更

新のため。

番号1番について、議案書10ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、議案書14ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。

議案第2号の番号1番につきましては、以上となります。

議 長 ただいまの説明に関連して、1番を小柳委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

小柳委員 **【報告書朗読及び説明】**

番号1番について、議案書10ページの調査書のとおり、3月1日に調査しました。賃貸借契約を前回と同じ条件で更新するもので、特に問題はないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり決定いたしました。

(粥川委員着席)

議 長 続いて、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 **【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】**

続いて、番号2から番号5について説明いたしますので、議案書8ページをご覧ください。

番号2。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿・現況とも畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和4年3月25日。終期、令和14年3月24日。期日、令和4年3月25日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更

新のため。

番号3。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿・現況とも畑。地積、〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和4年3月25日。終期、令和5年3月24日。期日、令和4年3月25日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

番号4。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿・現況とも畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和4年3月25日。終期、令和5年3月24日。期日、令和4年3月25日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

番号5。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿・現況とも畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和4年3月25日。終期、令和5年3月24日。期日、令和4年3月25日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

このうち番号3番につきましては、昨年経営規模縮小のため農地の一部〇〇㎡を賃貸しておりましたが、今回は更に面積を拡大し、農地の全部を引き受けていただくこととしたものになります。その他の案件を含めました5件について、議案書11ページから13ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、議案書14ページから 1 ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。

議案第2号の番号2番から5番につきましては、以上となります。

議 長

ただいまの説明に関連して、2番を中村委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

中村委員

【報告書朗読及び説明】

番号2番について、議案書11ページの調査書のとおり、3月1日に調査しました。賃貸借契約の更新をするもので問題はないと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続いて、3番から5番をわたくしより説明いたします。

議案書12ページ、13ページの調査書のとおり、3番は2月25日、4番と5番は

3月2日に調査しました。いずれも賃貸借契約の更新をするもので問題はないと思います。

以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番から5番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、番号3番から5番は原案のとおり決定いたしました。

(追加議案書配付)

続いて、日程第6、議案第3号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案書に基づいて、議事の内容を説明】**

それでは、ただ今お配りしました追加議案書をご覧ください。日程第6、議案第3号、農業委員会事務局職員の任免についてご審議願います。

農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、次のとおり農業委員会事務局職員の任免について議決を求める。令和4年3月24日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。1、解職。事務局長を解く。菊地史博。発令年月日、令和4年3月31日。2、任命。事務局長を命ずる。菊地健太。発令年月日、令和4年4月1日。

議案第3号につきましては、以上となります。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは以上をもちまして、第17回京極町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時間 午後2時00分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定 4月28日(木)午後1時30分